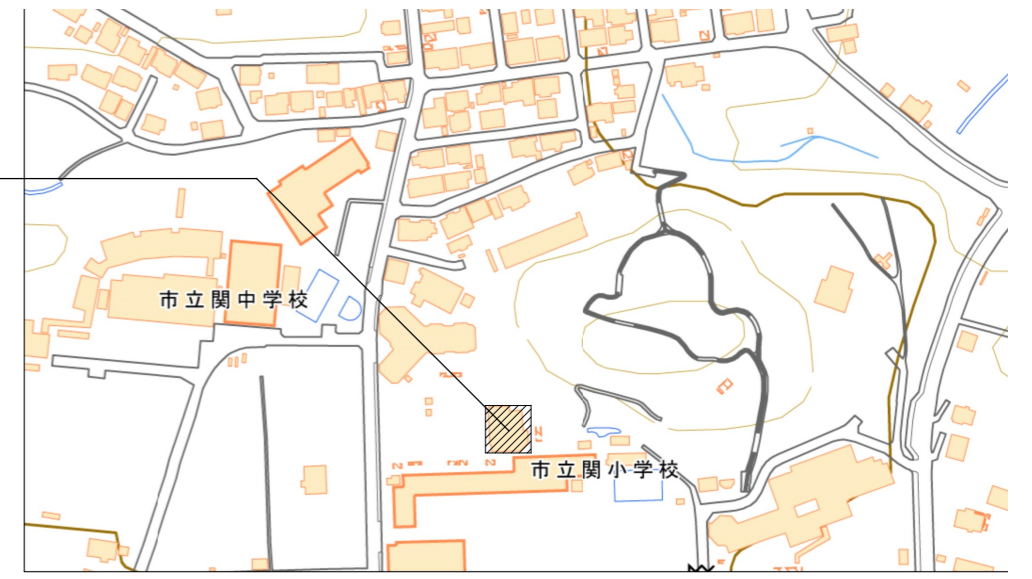
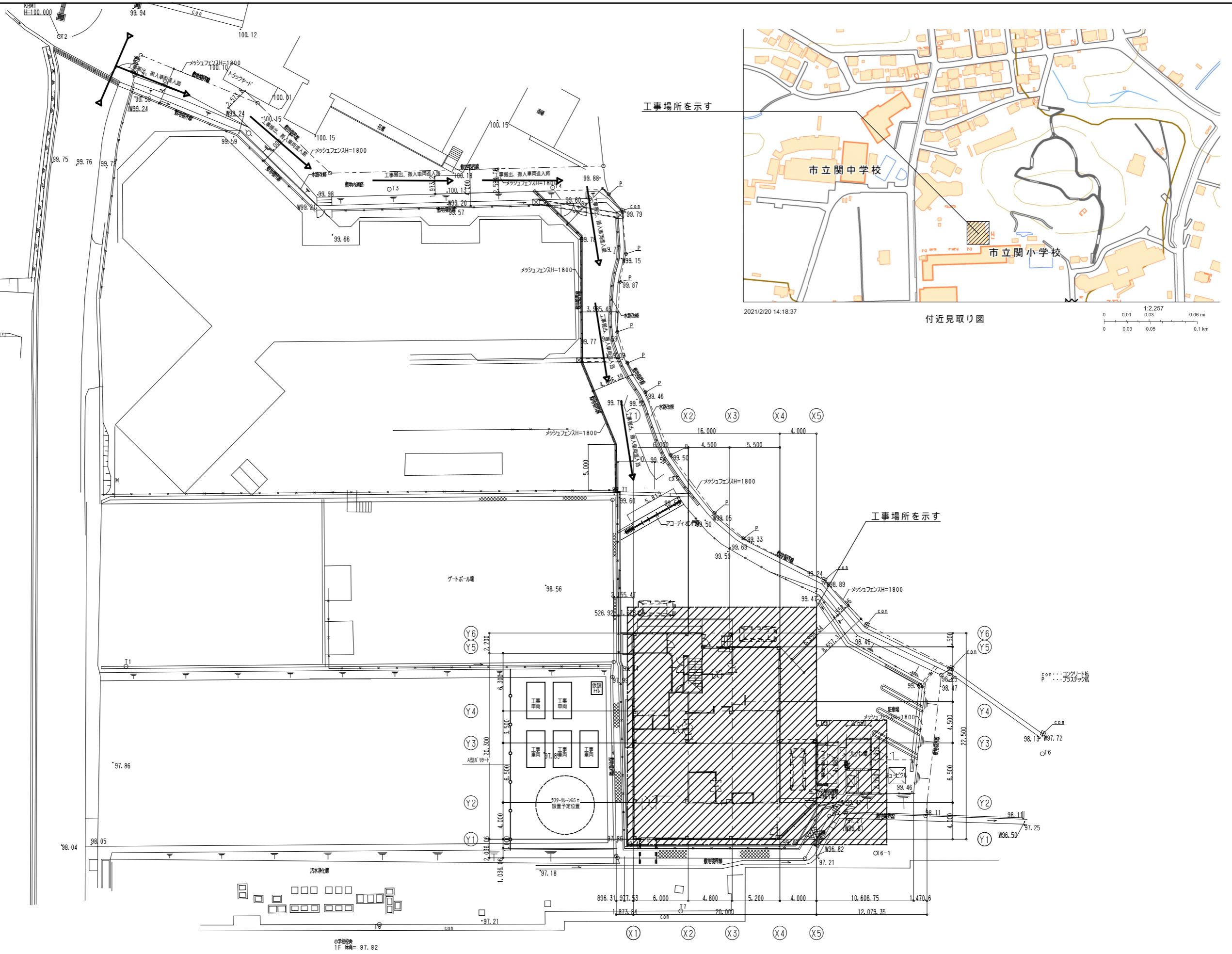


量水器蓋 (MB-2)

モルタル

量水器枠要領図



付近見取り図  
2021/2/20 14:18:37  
Scale: 1:2,257 (0 to 0.1 km)

クレーンの特殊車両通行許可書を所領し、事前に監督員に提出の事

備考	関学校給食センター空調機更新工事		全体配置図・付近見取り図	S-1/200	令和2年-月
	安井	株式会社 昂 設計	建築士事務所登録 三重県知事 第2-1363号 建築設備士登録番号 27D2-7002KS号 管理建築士 安井哲夫 建築設備士 安井賢司		002



空調機器表

機器番号	機器名称 (参考型番)	形式・仕様	電気容量			台数	備考		
			相 ( )	圧縮機 (V)	消費電力 (KW)				
P A C 1 - 1	パッケージエアコン RCB-GP12RSH5	形式	ビルトイン型	3-200	1.10	冷 2.88	1	下処理室	
		冷房能力	10.0(3.1~11.2) KW						暖 2.79
		暖房能力	11.2(2.8~14.0) KW						
		付属品	吸込パネル、キャンバスダクト、リモコン、他付属品一式						
基礎	既製コンクリート基礎L500(防振ゴム板式)								
P A C 1 - 2	パッケージエアコン RPK-GP4DRSH4	形式	壁掛け型	3-200	0.55	冷 0.88	1	冷菜厨房	
		冷房能力	3.6(1.4~4.0) KW						暖 0.993
		暖房能力	4.0(1.0~5.4) KW						
		付属品	リモコン、他付属品一式						
基礎	既製コンクリート基礎L500(防振ゴム板式)								
P A C 1 - 3	パッケージエアコン RCIS-GP4DRSH4	形式	天井カセット型(1方向)	3-200	0.55	冷 0.90	1	食品庫	
		冷房能力	3.6(1.4~4.0) KW						暖 0.94
		暖房能力	4.0(1.0~5.4) KW						
		付属品	リモコン、他付属品一式						
基礎	既製コンクリート基礎L500(防振ゴム板式)								
P A C 1 - 4	パッケージエアコン RCI-GP12RSH4	形式	天井カセット型(4方向)	3-200	2.05	冷 2.55	1	事務所	
		冷房能力	10.0(3.1~11.2) KW						暖 2.43
		暖房能力	11.2(2.8~14.0) KW						
		付属品	リモコン、他付属品一式						
基礎	既製コンクリート基礎L500(防振ゴム板式)								
P A C 1 - 5	パッケージエアコン RPCX-GP8RSH3	形式	天吊り型(厨房用)	3-200	1.60	冷 2.41	2	洗浄室、前室	
		冷房能力	7.1(1.8~8.0) KW						暖 2.59
		暖房能力	8.0(2.0~10.0) KW						
		付属品	リモコン、他付属品一式						
基礎	既製コンクリート基礎L500(防振ゴム板式)								
P A C 1 - 6	パッケージエアコン RPCX-GP14RSH3	形式	天吊り型(厨房用)	3-200	3.00	冷 4.10	2	洗浄室、前室	
		冷房能力	12.5(3.1~14.0) KW						暖 4.21
		暖房能力	14.0(3.5~18.0) KW						
		付属品	リモコン、他付属品一式						
基礎	既製コンクリート基礎L500(防振ゴム板式)								
P A C 2 - 1	パッケージエアコン RPCX-GP14RSH3	形式	天吊り型(厨房用)	3-200	3.00	冷 4.10	3	メイン厨房	
		冷房能力	12.5(3.1~14.0) KW						暖 4.21
		暖房能力	14.0(3.5~18.0) KW						
		付属品	リモコン、他付属品一式						
基礎	既製コンクリート基礎L500(防振ゴム板式)								
P A C 2 - 2	パッケージエアコン RCB-GP14DRSH5	形式	ビルトイン形	3-200	3.00	冷 4.46	1	メイン厨房	
		冷房能力	12.5(3.1~14.0) KW						暖 3.96
		暖房能力	14.0(3.5~18.0) KW						
		付属品	吸込パネル、キャンバスダクト、リモコン、他付属品一式						
基礎	既製コンクリート基礎L500(防振ゴム板式)								
P A C 2 - 3	パッケージエアコン RCID-GP8RSH4	形式	天井カセット型(2方向)	3-200	1.60	冷 2.29	1	会議室	
		冷房能力	7.1(1.8~8.0) KW						暖 2.35
		暖房能力	8.0(2.0~10.0) KW						
		付属品	リモコン、他付属品一式						
基礎	既製コンクリート基礎L500(防振ゴム板式)								
P A C 2 - 4	パッケージエアコン RCIS-GP5RSH4	形式	天井カセット型(1方向)	3-200	0.95	冷 1.26	1	休憩室	
		冷房能力	5.0(1.5~5.6) KW						暖 1.48
		暖房能力	5.6(1.4~7.1) KW						
		付属品	リモコン、他付属品一式						
基礎	既製コンクリート基礎L500(防振ゴム板式)								
R-1	集配リモコン	形式	3グループ 液晶パネル	1-100			1	1階事務所	

備考 通り配線は、冷暖房配管を合わせた上、共通配線とする。

開学校給食センター空調機更新工事

空調機器表

S-38

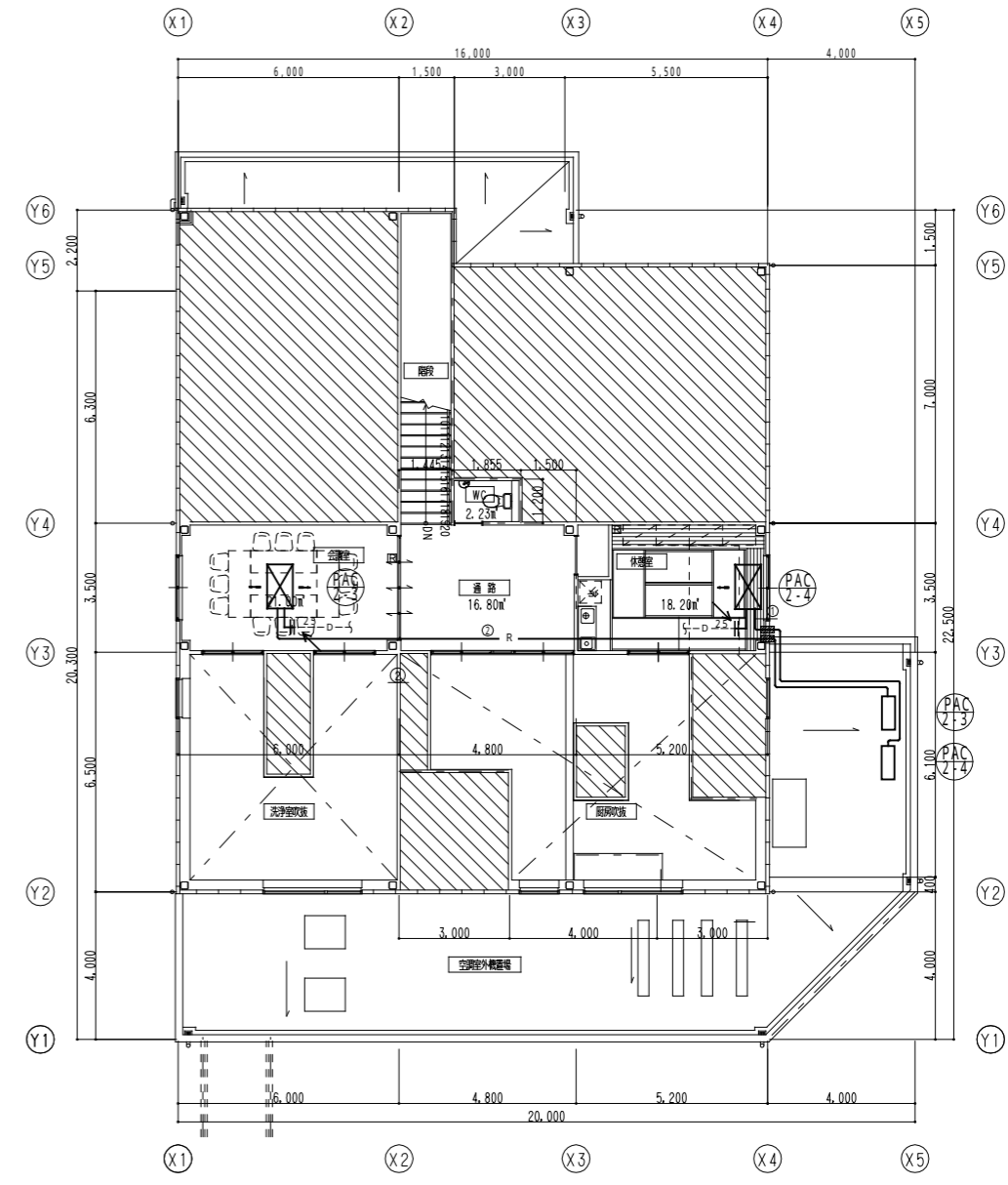
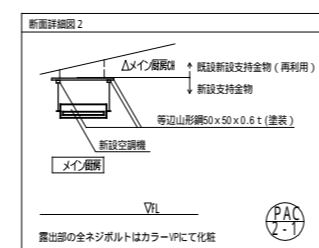
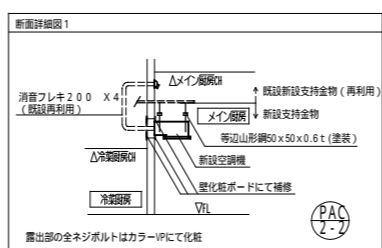
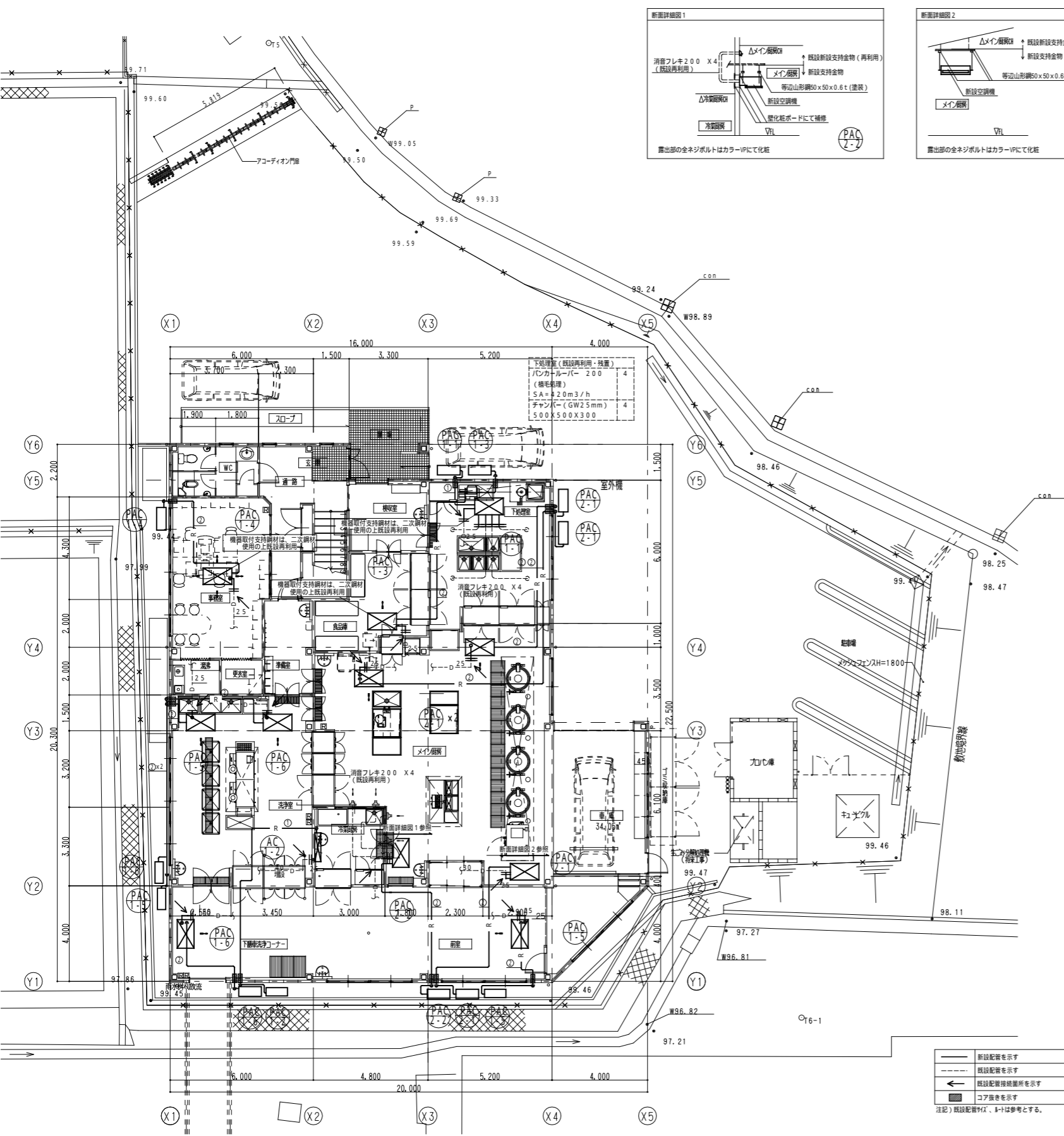
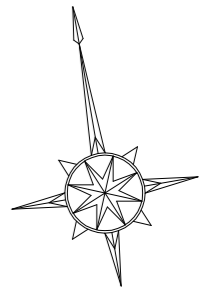
令和2年-月



株式会社 安井 設計

建築士事務所登録 三重県知事 第2-1363号  
建築設備士登録番号 27D2-7002KS号  
管理建築士 安井哲夫 建築設備士 安井賢司

M-02



メイン配管 (既設再利用・換置)	
パナカルバー 200 (機毛処理)	4
SA=510m <sup>3</sup> /h	
チャンネル (GW25mm)	4
500X500X300	

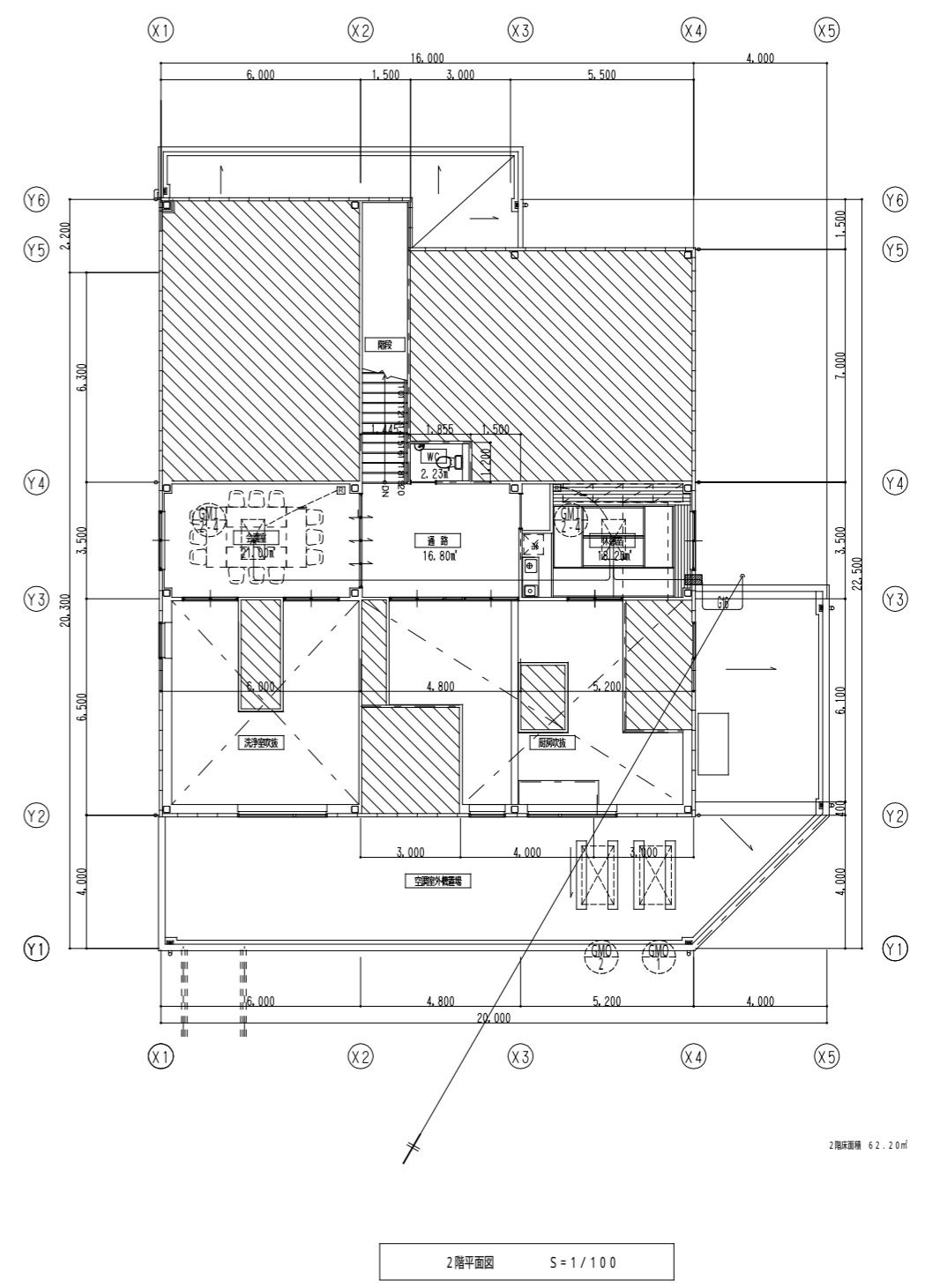
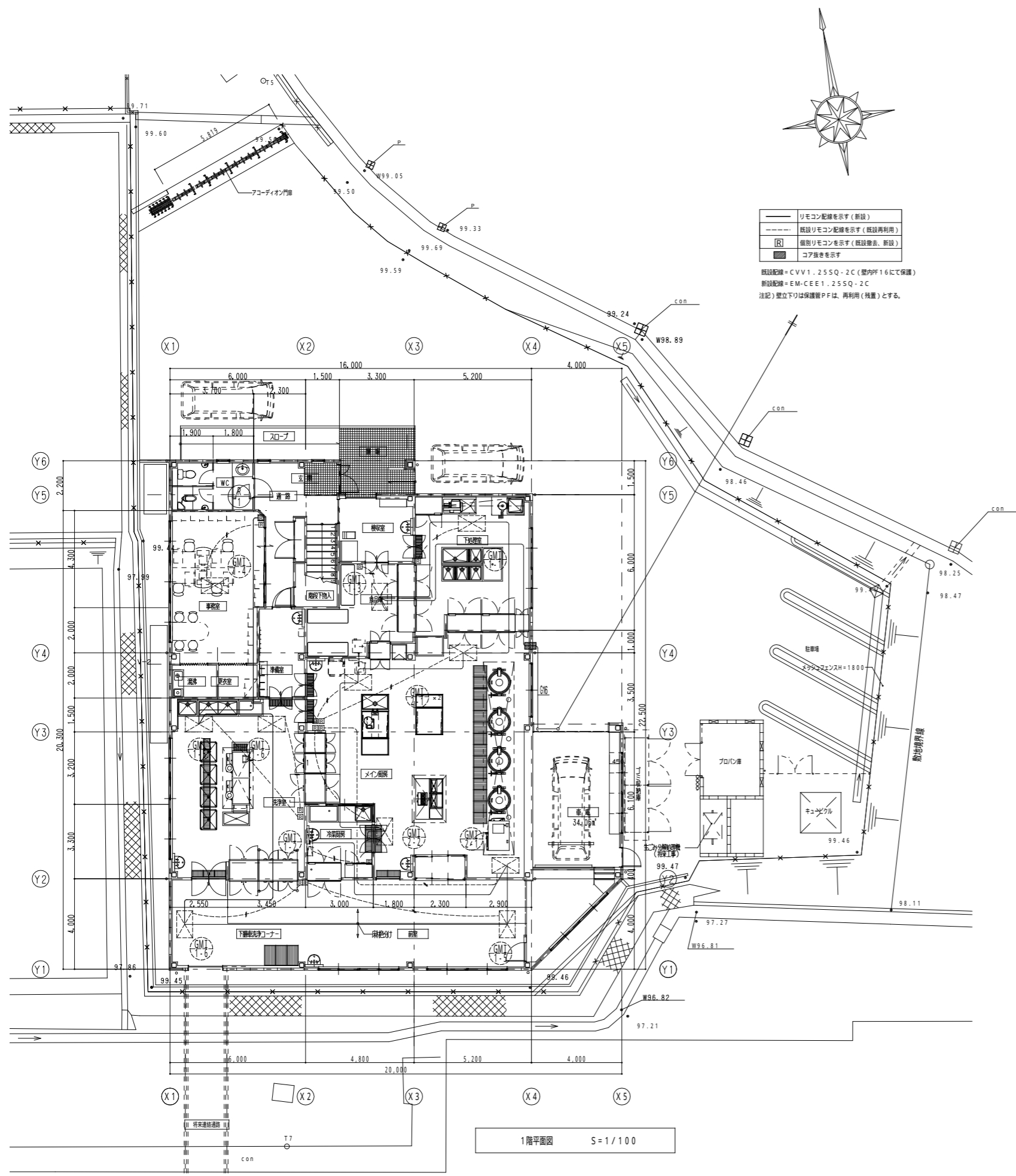
1階平面図 S=1/100

—	新設配管を示す
- - -	既設配管を示す
←	既設配管接続箇所を示す
■	コア抜きを示す

注記) 既設配管が△、△+は参考とする。

液管	ガス管
① 6.4	12.7
② 9.5	15.9

覆り配管=ENICE200-3C(冷媒共巻)



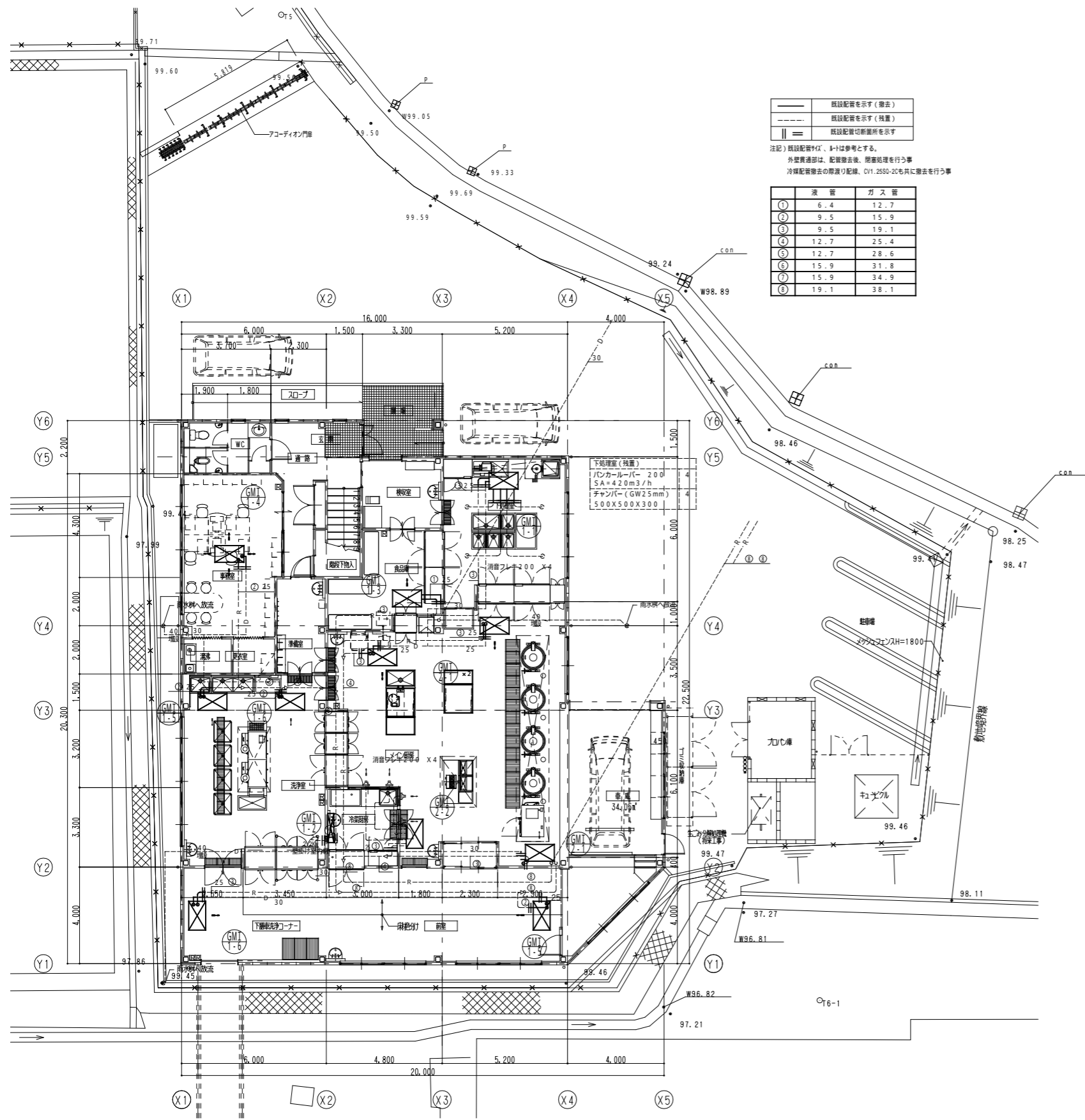
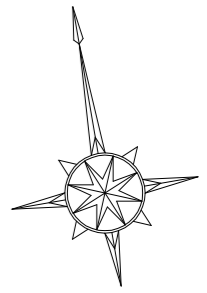
備 考	閑学校給食センター空調機更新工事		1.2階平面図 自動制御設備	S=1/100	99年2月
	安井	株式会社 昂設計	建築士事務所登録 三重県知事 第2-1363号 建築設備士登録番号 27D2-7002KS号 管理建築士 安井哲夫 建築設備士 安井賢司		M-04

既設空調機器表

機器番号	機器名称	形式・仕様	電気容量			台数	備考
			相	電圧	送風機		
			( )	( V )	( KW )		
GMD-1	ガスヒートポンプパッケージ	20馬力システム (エンジン出力 56.0KW)	3	200	0.45x2	1	
	ビル用マルチ室外機	冷房能力 56.0 KW			消費電力	冷1.75	
	(GHCP560HKM6)	暖房能力 67.0 KW				暖1.32	
		付属品	スプリング防振架台				
GMD-2	ガスヒートポンプパッケージ	20馬力システム (エンジン出力 56.0KW)	3	200	0.45x2	1	
	ビル用マルチ室外機	冷房能力 56.0 KW			消費電力	冷1.75	
	(GHCP560HKM6)	暖房能力 67.0 KW				暖1.32	
		付属品	スプリング防振架台				
GMI-1-1	ガスヒートポンプパッケージ	形式 ビルトイン	1	200	0.045 +0.090	1	設置場所: 下処理室
	ビル用マルチ室内機	冷房能力 11.2 KW			消費電力	冷0.23	
	(GHRP112HMD5)	暖房能力 13.2 KW				暖0.23	
		付属品	吸込パネル、キャンバスダクト、リモコン				
GMI-1-2	ガスヒートポンプパッケージ	形式 壁掛け	1	200	0.030	1	設置場所: 冷菜厨房
	ビル用マルチ室内機	冷房能力 3.6 KW			消費電力	冷0.05	
	(GHKP36HMD5)	暖房能力 4.2 KW				暖0.05	
		付属品	リモコン				
GMI-1-3	ガスヒートポンプパッケージ	形式 天井カセット1方向吹出し	1	200	0.030x1	1	設置場所: 食品庫
	ビル用マルチ室内機	冷房能力 4.5 KW			消費電力	冷0.125	
	(GHTWP45HMD5)	暖房能力 5.3 KW				暖0.125	
		付属品	リモコン 自動昇降パネル				
GMI-1-4	ガスヒートポンプパッケージ	形式 天井カセット4方向吹出し	1	200	0.074x1	1	設置場所: 事務室
	ビル用マルチ室内機	冷房能力 9.0 KW			消費電力	冷0.20	
	(GHTP90HMD5)	暖房能力 10.6 KW				暖0.20	
		付属品	リモコン 自動昇降パネル				
GMI-1-5	ガスヒートポンプパッケージ	形式 天井吊	1	200	0.070	2	設置場所: 洗浄室 前室
	ビル用マルチ室内機	冷房能力 8.0 KW			消費電力	冷0.10	
	(GHESP80HMD5)	暖房能力 9.5 KW				暖0.10	
		付属品	リモコン 自動昇降パネル				
GMI-1-6	ガスヒートポンプパッケージ	形式 天井吊	1	200	0.070x2	2	設置場所: 洗浄室 前室
	ビル用マルチ室内機	冷房能力 14.0 KW			消費電力	冷0.20	
	(GHESP140HMD5)	暖房能力 17.0 KW				暖0.20	
		付属品	リモコン 自動昇降パネル				
GMI-2-1	ガスヒートポンプパッケージ	形式 天井吊	1	200	0.070x2	3	設置場所: メイン厨房
	ビル用マルチ室内機	冷房能力 14.0 KW			消費電力	冷0.20	
	(GHESP140HMD5)	暖房能力 17.0 KW				暖0.20	
		付属品	リモコン 自動昇降パネル				
GMI-2-2	ガスヒートポンプパッケージ	形式 ビルトイン	1	200	0.050 +0.100	1	設置場所: メイン厨房
	ビル用マルチ室内機	冷房能力 14.0 KW			消費電力	冷0.28	
	(GHRP140HMD5)	暖房能力 17.0 KW				暖0.28	
		付属品	吸込パネル、キャンバスダクト、リモコン				
GMI-2-3	ガスヒートポンプパッケージ	形式 天井カセット2方向吹出し	1	200	0.030x1	1	設置場所: 会議室
	ビル用マルチ室内機	冷房能力 4.5 KW			消費電力	冷0.125	
	(GHTWP45HMD5)	暖房能力 5.3 KW				暖0.125	
		付属品	リモコン 自動昇降パネル				
GMI-2-4	ガスヒートポンプパッケージ	形式 天井カセット1方向吹出し	1	200	0.030x1	1	設置場所: 休憩室
	ビル用マルチ室内機	冷房能力 4.5 KW			消費電力	冷0.125	
	(GHTWP45HMD5)	暖房能力 5.3 KW				暖0.125	
		付属品	リモコン 自動昇降パネル				

渡り配線は、冷媒管抱き合わせの上、共巻き配線とする。





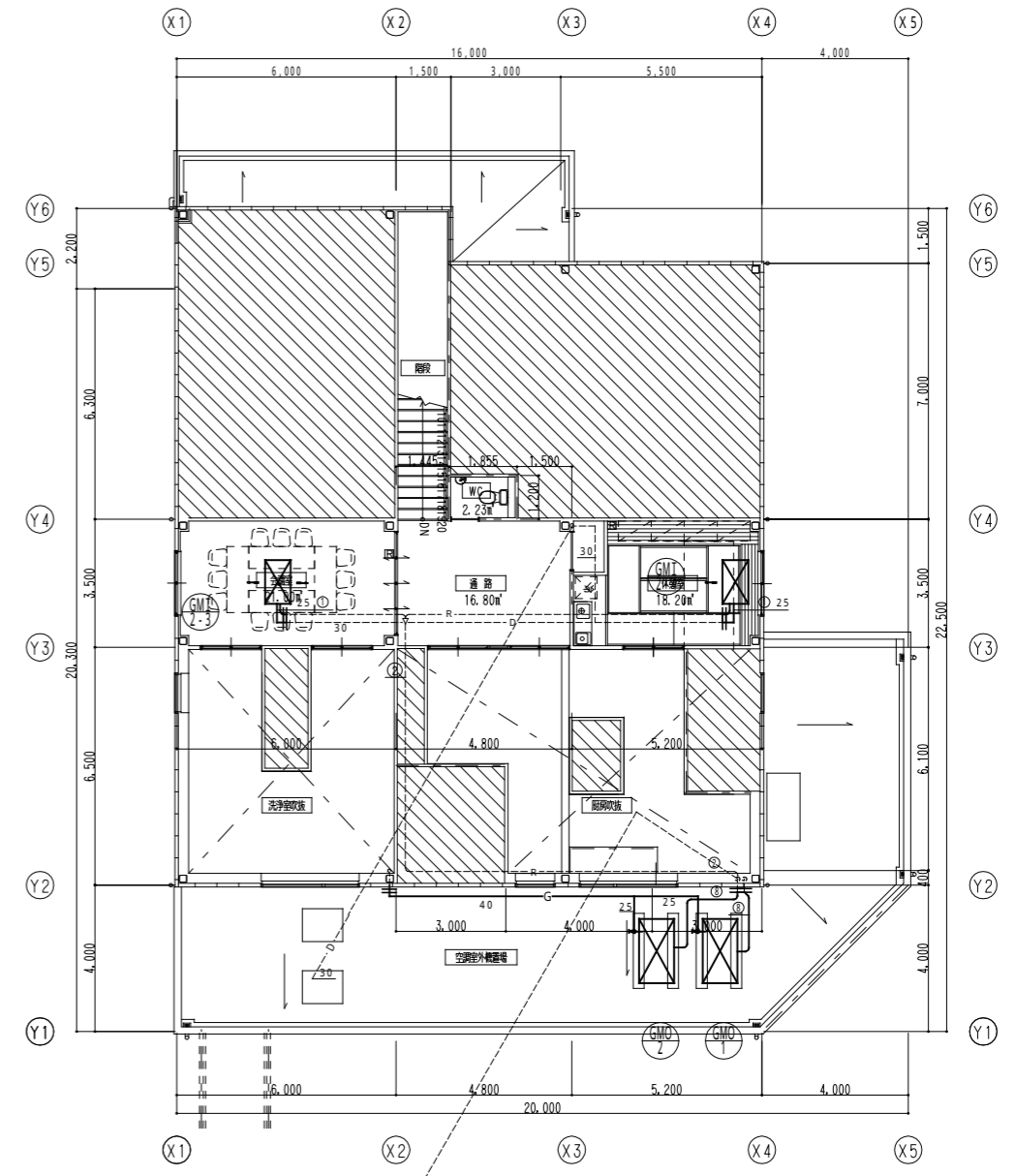
——	既設配管を示す(撤去)
---	既設配管を示す(残置)
	既設配管切断箇所を示す

注記) 既設配管は、1-1は参考とする。  
 外壁貫通部は、配管撤去後、埋置処理を行う事  
 冷暖配管撤去の断り配線、CV1.2550-20も共に撤去を行う事

図	液管	ガス管
①	6.4	12.7
②	9.5	15.9
③	9.5	19.1
④	12.7	25.4
⑤	12.7	28.6
⑥	15.9	31.8
⑦	15.9	34.9
⑧	19.1	38.1

メイン部屋(換置)	
パナソニック 200	4
SA=5.10m <sup>3</sup> /h	
チャンパー(GW25mm)	4
5.00x5.00x3.90	

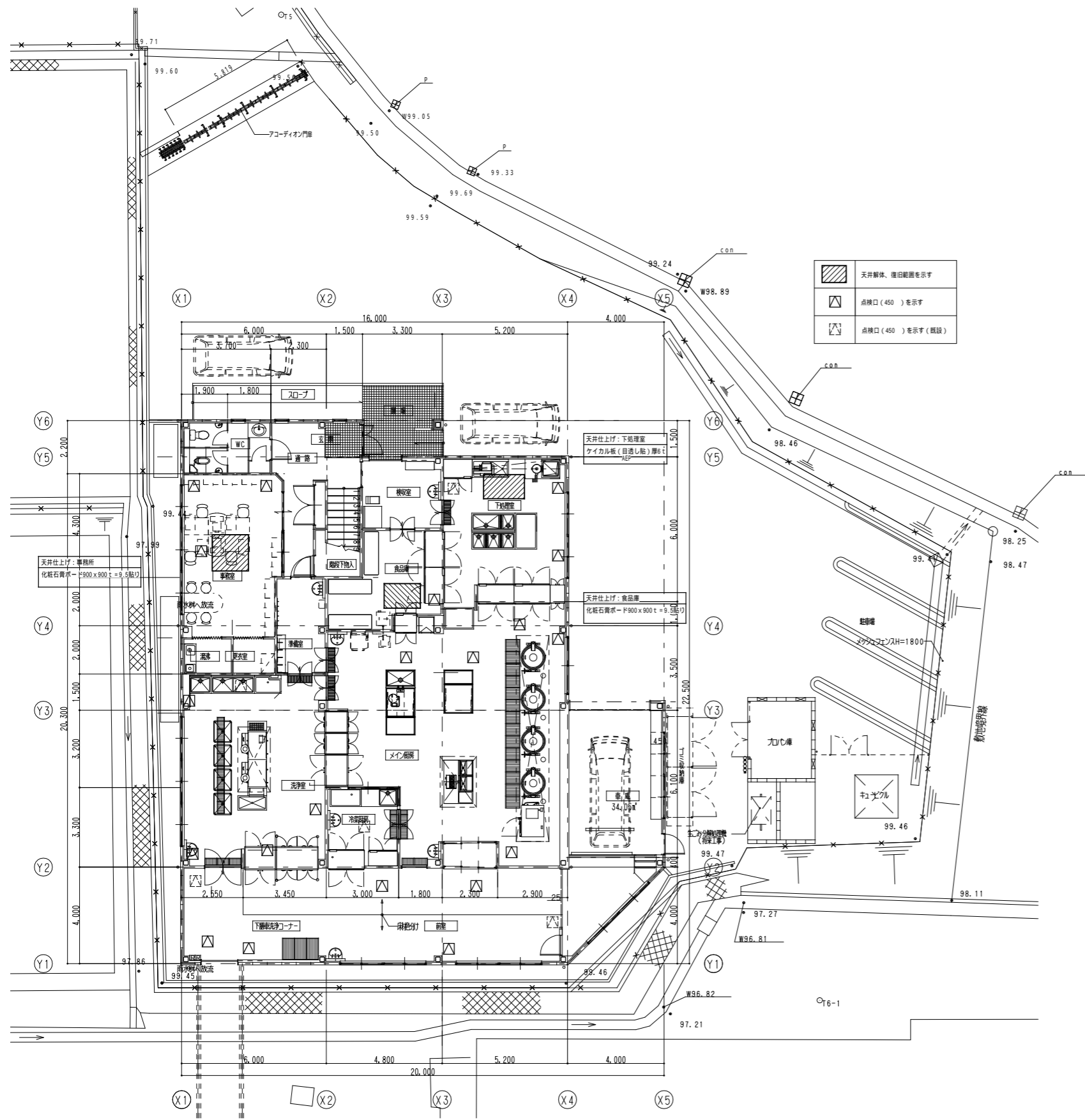
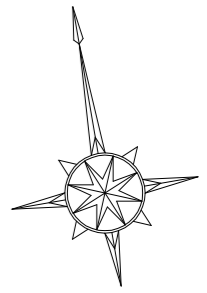
1階平面図 S=1/100



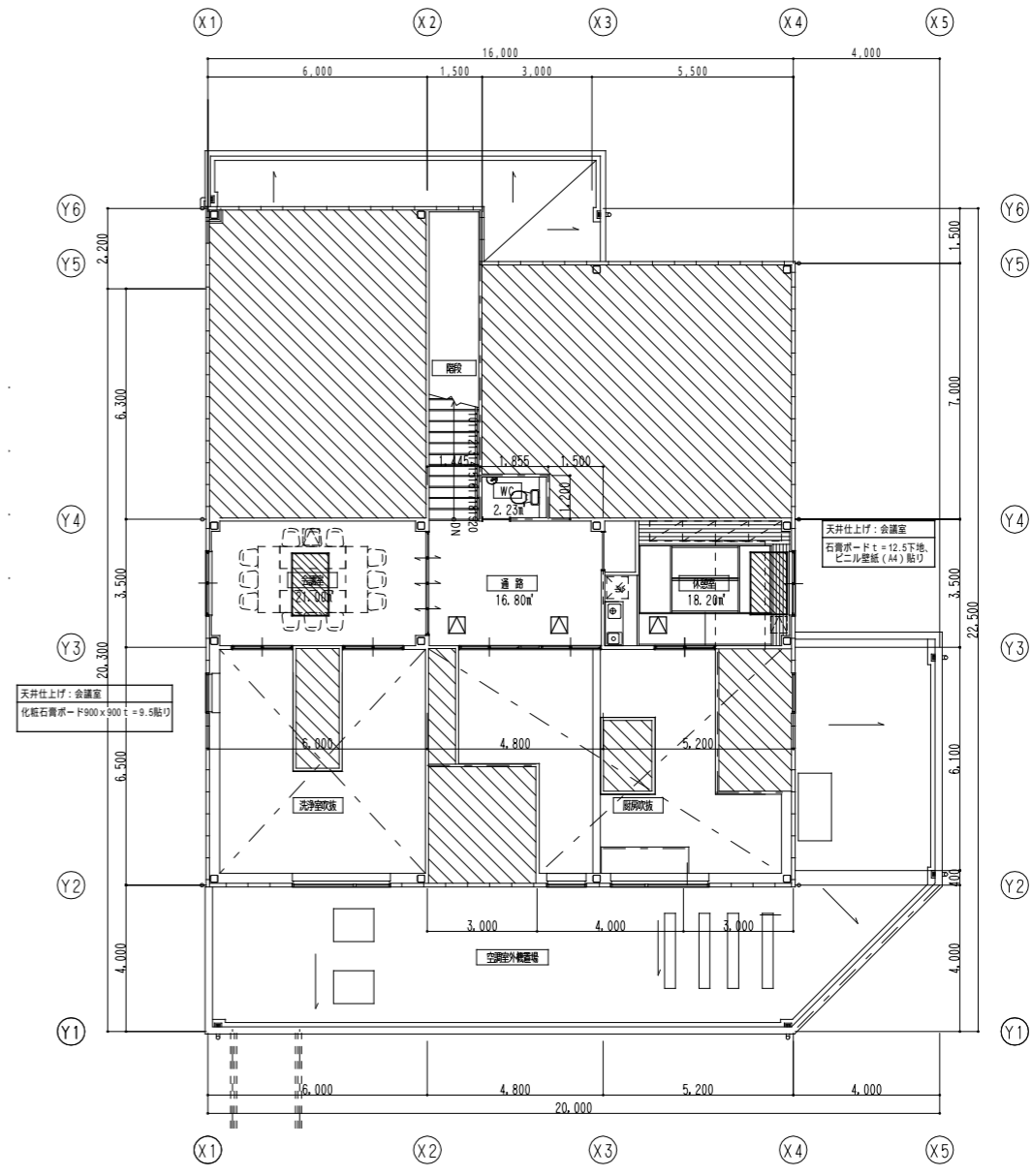
2階平面図 62.20m<sup>2</sup>

2階平面図 S=1/100





1階平面図 S=1/100



2階平面図 S=1/100

2階床面積 62.20㎡

備 考	関学校給食センター空調機更新工事		1.2階天井伏図	S=1/100	令和2年-月
	安井	株式会社 昂 設計	建築士事務所登録 三重県知事 第2-1363号 建築設備士登録番号 27D2-7002KS号 管理建築士 安井哲夫 建築設備士 安井賢司		M-07

<b>関学校給食センター空調機更新工事業務委託</b> <b>工事設計図</b>		令和 3年 2月 (全 秋)																																																																																																																																																																																																											
<b>特記仕様書</b>																																																																																																																																																																																																													
<b>I. 工事概要</b>																																																																																																																																																																																																													
<b>1. 工事場所</b> 関学校給食センター空調機更新工事																																																																																																																																																																																																													
<b>2. 建物概要</b>																																																																																																																																																																																																													
<table border="1"> <tr> <th>建物名称</th> <th>構造</th> <th>階数</th> <th>建築基準法による延べ面積 (㎡)</th> <th>消防法施行令別表第一の区分</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>関学校給食センター</td> <td></td> <td>2階建 (地下 階 塔屋 階)</td> <td></td> <td></td> <td>新築又は改修</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	建物名称	構造	階数	建築基準法による延べ面積 (㎡)	消防法施行令別表第一の区分	備考	関学校給食センター		2階建 (地下 階 塔屋 階)			新築又は改修																																																																																																																																																																																																	
建物名称	構造	階数	建築基準法による延べ面積 (㎡)	消防法施行令別表第一の区分	備考																																																																																																																																																																																																								
関学校給食センター		2階建 (地下 階 塔屋 階)			新築又は改修																																																																																																																																																																																																								
(注) 延べ面積は建築基準法による表記																																																																																																																																																																																																													
<b>3. 工事種目</b> ●印の付いたものが対象工事種目																																																																																																																																																																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>建物別及び屋外</th> <th colspan="5">工 事 種 目</th> <th>屋 外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●電灯設備</td> <td>一式</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●動力設備</td> <td>一式</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○電気自動車用充電設備</td> <td>一式</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○電熱設備</td> <td>一式</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○雷保護設備</td> <td>一式</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●受変電設備</td> <td>一式</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○電力貯蔵設備</td> <td>一式</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○発電設備</td> <td>一式</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○構内情報通信網設備</td> <td>一式</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○構内交換設備</td> <td>一式</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○情報表示設備</td> <td>一式</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○映像・音響設備</td> <td>一式</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○拡声設備</td> <td>一式</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○誘導支援設備</td> <td>一式</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○テレビ共同受信設備</td> <td>一式</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○監視カメラ設備</td> <td>一式</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○駐車場管理設備</td> <td>一式</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○防犯・入退室管理設備</td> <td>一式</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○火災報知設備</td> <td>一式</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○中央監視制御設備</td> <td>一式</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○構内配電線路</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>○構内通信線路</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	建物別及び屋外	工 事 種 目					屋 外	●電灯設備	一式						●動力設備	一式						○電気自動車用充電設備	一式						○電熱設備	一式						○雷保護設備	一式						●受変電設備	一式						○電力貯蔵設備	一式						○発電設備	一式						○構内情報通信網設備	一式						○構内交換設備	一式						○情報表示設備	一式						○映像・音響設備	一式						○拡声設備	一式						○誘導支援設備	一式						○テレビ共同受信設備	一式						○監視カメラ設備	一式						○駐車場管理設備	一式						○防犯・入退室管理設備	一式						○火災報知設備	一式						○中央監視制御設備	一式						○構内配電線路						一式	○構内通信線路						一式	○							○							○							○							○							○								
建物別及び屋外	工 事 種 目					屋 外																																																																																																																																																																																																							
●電灯設備	一式																																																																																																																																																																																																												
●動力設備	一式																																																																																																																																																																																																												
○電気自動車用充電設備	一式																																																																																																																																																																																																												
○電熱設備	一式																																																																																																																																																																																																												
○雷保護設備	一式																																																																																																																																																																																																												
●受変電設備	一式																																																																																																																																																																																																												
○電力貯蔵設備	一式																																																																																																																																																																																																												
○発電設備	一式																																																																																																																																																																																																												
○構内情報通信網設備	一式																																																																																																																																																																																																												
○構内交換設備	一式																																																																																																																																																																																																												
○情報表示設備	一式																																																																																																																																																																																																												
○映像・音響設備	一式																																																																																																																																																																																																												
○拡声設備	一式																																																																																																																																																																																																												
○誘導支援設備	一式																																																																																																																																																																																																												
○テレビ共同受信設備	一式																																																																																																																																																																																																												
○監視カメラ設備	一式																																																																																																																																																																																																												
○駐車場管理設備	一式																																																																																																																																																																																																												
○防犯・入退室管理設備	一式																																																																																																																																																																																																												
○火災報知設備	一式																																																																																																																																																																																																												
○中央監視制御設備	一式																																																																																																																																																																																																												
○構内配電線路						一式																																																																																																																																																																																																							
○構内通信線路						一式																																																																																																																																																																																																							
○																																																																																																																																																																																																													
○																																																																																																																																																																																																													
○																																																																																																																																																																																																													
○																																																																																																																																																																																																													
○																																																																																																																																																																																																													
○																																																																																																																																																																																																													
<b>4. 指定部分</b> ● 無 ○ 有 (対象部分 指定部分工期 年 月 日)																																																																																																																																																																																																													
<b>II. 工事仕様</b>																																																																																																																																																																																																													
<b>1. 共通仕様</b>																																																																																																																																																																																																													
1) 図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通大臣官房官庁宮部制定の下記仕様書等のうち、●印の付いたものを適用する。 ○「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版)」(以下「標準仕様書」という。) ○「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版)」(以下「改修標準仕様書」という。)(改修標準仕様書の中でいう標準仕様書は、平成31年度版(電気設備工事編)とする。) ○「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(平成31年版)」(以下「標準図」という。) 2) 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの特記仕様書を適用する。なお、機械設備工事の特記仕様書は( / )図、建築工事の特記仕様書は( / )図による。																																																																																																																																																																																																													
<b>2. 特記仕様</b> 項目及び特記事項は、●印の付いたものを適用する。																																																																																																																																																																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>特記事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○適用区分</td> <td>           建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。            ○風圧力            風速 (Vo= )            地表面粗度区分 ( )            ○積雪荷重            建設省告示第1455号における区域 別表 ( )         </td> </tr> <tr> <td>●環境への配慮</td> <td>           (1) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成31年2月閣議決定)」による特定調達品目の判定の基準を満たす環境物品等を選択するよう努める。ただし、公共分野の特定調達品目の機材を使用する場合は、判断の基準を満たすものとする。            (2) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。            ① 合板、木質系フローリング、構造用パネ、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。            ② 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。            ③ 接着剤は、可塑性(フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑性剤を除く。)が追加されていない材料を使用する。            ④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。            (3) 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。ただし、設計図書に規定がない場合は、監督職員と協議する。            ① 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料            ② 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料            ③ 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料            ④ 建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料         </td> </tr> <tr> <td>○天井仕上げ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>●電気工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○仮設工事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○配管本数、管路等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○フラッシュプレート</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	特記事項	○適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ○風圧力 風速 (Vo= ) 地表面粗度区分 ( ) ○積雪荷重 建設省告示第1455号における区域 別表 ( )	●環境への配慮	(1) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成31年2月閣議決定)」による特定調達品目の判定の基準を満たす環境物品等を選択するよう努める。ただし、公共分野の特定調達品目の機材を使用する場合は、判断の基準を満たすものとする。 (2) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ① 合板、木質系フローリング、構造用パネ、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ② 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③ 接着剤は、可塑性(フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑性剤を除く。)が追加されていない材料を使用する。 ④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 (3) 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。ただし、設計図書に規定がない場合は、監督職員と協議する。 ① 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ② 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③ 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④ 建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料	○天井仕上げ		●電気工		○仮設工事		○配管本数、管路等		○フラッシュプレート																																																																																																																																																																																														
項目	特記事項																																																																																																																																																																																																												
○適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ○風圧力 風速 (Vo= ) 地表面粗度区分 ( ) ○積雪荷重 建設省告示第1455号における区域 別表 ( )																																																																																																																																																																																																												
●環境への配慮	(1) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成31年2月閣議決定)」による特定調達品目の判定の基準を満たす環境物品等を選択するよう努める。ただし、公共分野の特定調達品目の機材を使用する場合は、判断の基準を満たすものとする。 (2) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ① 合板、木質系フローリング、構造用パネ、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ② 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③ 接着剤は、可塑性(フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑性剤を除く。)が追加されていない材料を使用する。 ④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 (3) 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。ただし、設計図書に規定がない場合は、監督職員と協議する。 ① 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ② 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③ 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④ 建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料																																																																																																																																																																																																												
○天井仕上げ																																																																																																																																																																																																													
●電気工																																																																																																																																																																																																													
○仮設工事																																																																																																																																																																																																													
○配管本数、管路等																																																																																																																																																																																																													
○フラッシュプレート																																																																																																																																																																																																													

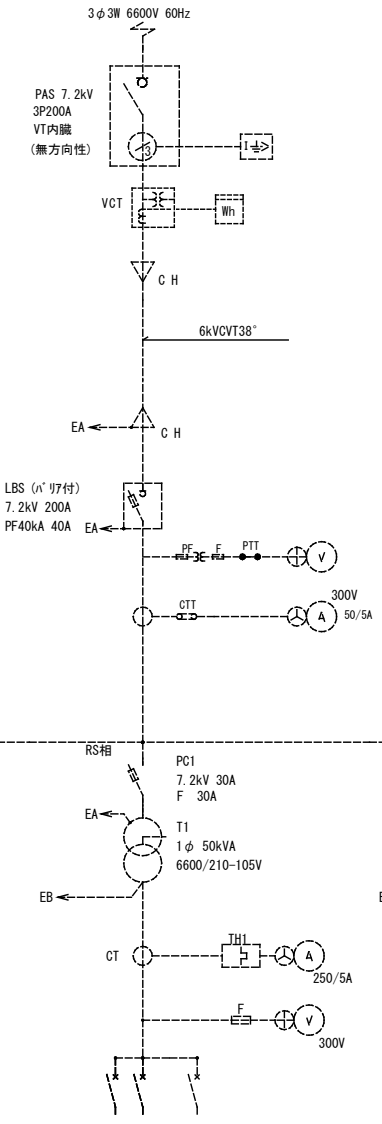
<b>●機材の品質等</b>	(1) 本工事に使用する機材は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 (2) 下表に機材名が記載された製造業者等は、次の①から⑥すべての事項を満たす証明となる資料を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、次の①から⑥すべての事項を評価されたことを示す外部機関が発行する書面を提出し、監督職員の承諾を受けた場合は、証明となる資料等の提出を省略することができる。 ① 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 ② 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 ③ 安定的な供給が可能であること。 ④ 法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥ 販売、保守等の営業体制が整えられていること。
○足場その他	○別契約の関係受注者が設置したものは無償で使用できる。 ○本工事で設置する。 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2)の手すり置き方式又は3)の手すり専用足場方式により行う。 ○内部足場(○種○種) ○外部足場(○種○種)
○養生	既存部分の養生は、改修標準仕様書第1編第1章による。
●完成図等	●CADデータの提出(●要(部)○不要) 要の場合、オリジナルファイルも提出する。 ○既存完成図(CADデータ)の修正を行う。 ○保全に関する資料
●施工調査	事前調査(●本工事 ○別途) 調査項目(○既存資料調査 ○) 調査範囲(○図示 ○) 調査方法(○図示 ○) はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、事前に以下の調査を行い、監督職員に報告を行う。(○走査式埋設物調査 ○X線調査(費用は別途とする))
●電源周波数	○50Hz ●60Hz
○耐震措置	設備機器の固定は、次に示す事項を除き、すべて「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」(独立行政法人建築研究所監修)による。 (1) 設計用水平地震力 機器の重量 [kN] に、設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合は、設計用標準水平震度は、次による。 設計用標準水平震度
○天井仕上げ	
●電気工	
○仮設工事	
○配管本数、管路等	
○フラッシュプレート	

<b>●金属管の塗装</b>	下記の露出配管は塗装を行う。 ( ● 屋外の配管 ○ )																																																								
○インバータ装置の規約効率	三相可変速運転用インバータ装置の規約効率は、次の値以上とする。 <table border="1"> <tr> <td>電動機出力 [kW]</td> <td>0.4</td> <td>0.75</td> <td>1.5</td> <td>2.2</td> <td>3.7</td> <td>5.5</td> <td>7.5</td> <td>11</td> <td>15</td> <td>18.5</td> <td>22</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>規約効率 [%]</td> <td>定格電圧 200 [V]</td> <td>86.0</td> <td>88.5</td> <td>92.0</td> <td>93.0</td> <td>94.0</td> <td>94.5</td> <td>94.5</td> <td>95.0</td> <td>95.5</td> <td>95.5</td> <td>95.5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>定格電圧 400 [V]</td> <td>87.0</td> <td>90.5</td> <td>93.5</td> <td>94.0</td> <td>94.5</td> <td>95.0</td> <td>95.0</td> <td>95.0</td> <td>96.0</td> <td>96.5</td> <td>96.5</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>電動機出力 [kW]</td> <td>37</td> <td>45</td> <td>55</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>規約効率 [%]</td> <td>定格電圧 200 [V]</td> <td>95.5</td> <td>95.5</td> <td>95.5</td> <td>95.5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>定格電圧 400 [V]</td> <td>96.5</td> <td>96.5</td> <td>96.5</td> <td>96.5</td> </tr> </table> 【備考】(1) 規約効率は、JEM-TR 245 「汎用インバータの規約効率」により算出した値とする。 (2) 0.4kWの規約効率は、JIS C 4212 「高効率低圧三相可変速電動機」のIP4X、6極、50Hzの電動機を駆動したときの値とする。 (3) 0.75kWの規約効率は、JIS C 4213 「低圧三相可変速電動機低圧トランナーマータ」のIP4X、6極、50Hzの電動機を駆動したときの値とする。	電動機出力 [kW]	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	規約効率 [%]	定格電圧 200 [V]	86.0	88.5	92.0	93.0	94.0	94.5	94.5	95.0	95.5	95.5	95.5		定格電圧 400 [V]	87.0	90.5	93.5	94.0	94.5	95.0	95.0	95.0	96.0	96.5	96.5	電動機出力 [kW]	37	45	55	75	規約効率 [%]	定格電圧 200 [V]	95.5	95.5	95.5	95.5		定格電圧 400 [V]	96.5	96.5	96.5	96.5
電動機出力 [kW]	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30																																													
規約効率 [%]	定格電圧 200 [V]	86.0	88.5	92.0	93.0	94.0	94.5	94.5	95.0	95.5	95.5	95.5																																													
	定格電圧 400 [V]	87.0	90.5	93.5	94.0	94.5	95.0	95.0	95.0	96.0	96.5	96.5																																													
電動機出力 [kW]	37	45	55	75																																																					
規約効率 [%]	定格電圧 200 [V]	95.5	95.5	95.5	95.5																																																				
	定格電圧 400 [V]	96.5	96.5	96.5	96.5																																																				
●機器取付高さ	壁付、壁掛形の機器等の取付高さは、図面に記載がない場合は、表-1「機器標準取付高さ」による。																																																								
○接地極	図面に記載がない場合は、表-2「接地極一覧表」による。																																																								
○他工事又は他工種との取り合い	図面に記載がない場合は、工事区分表による。ただし、これにより難い場合は監督職員と協議する。																																																								
○既存躯体への穿孔	穿孔機械を使用し既存躯体に穿孔する場合は、金属探知により電源供給が停止できる付属装置等を用いて施工する。																																																								

<b>表-1 機器標準取付高さ</b>					
名称	測点	取付高 [mm]	名称	測点	取付高 [mm]
積算計器	地上~窓中心	1,800~2,000	壁掛形時計	床上~中心	1,500
引込開閉器(低圧)	地上~中心	1,800~2,200	子時計	"	(天井高)×0.9
分電盤	床上~中心	1,500	壁掛形スピーカ	"	(天井高)×0.9
			壁付アッテネータ	"	1,300
スイッチ	床上~中心	1,300			
"(多機能トイレ)	"	1,100	情報表示盤	床上~中心	(天井高)×0.9
コンセント(一般)	"	300	壁付発信機	"	1,300
"(和室)	"	150	ベル、プザー、チャイム	"	2,300
"(台上)	台上~中心	150~200	壁付押しボタン(一般)	"	1,300
"(車椅子用)	床上~中心	900			
ブラケット(一般)	"	2,100~2,300			
"(踊場)	"	2,000~2,500			
"(鏡上)	鏡上端~中心	150			
			外部受付用インターホン(子機)	「標準図」による。	
			壁付インターホン(上記以外)	床上~中心	1,300
			壁付引出ボタン(多機能トイレ)	"	900
壁掛形制御盤	床上~中心	1,500			
開閉器箱	"	1,500 (上端1,900以下)	機器収容箱(室内)	天井下~上端	200
制御用スイッチ	"	1,300	テレビ端子連列ユニット(一般)	床上~中心	300
			"(和室)	"	150
端子盤(室内)	床上~下端	300			
集合保安器箱	天井下~上端	200	受信機・副受信機	床上~操作部	800~1,500
壁付電話機(一般)	床上~中心	1,300	機器収容箱	"	800~1,500
			発信機	床上~中心	800~1,500
			警報ベル	"	(天井高)×0.9
			表示灯	"	(天井高)×0.8
			液化石油ガス検知器	床上~上端	300

(備考) (天井高)×0.9及び(天井高)×0.8は天井高が2,500~3,000mmの場合に適用する。  
 注) 天井高3,000mm以上の場合及び上記取付高さでは機器の使用に支障がある場合は、監督職員と協議する。

<b>表-2 接地極一覧表</b>			
接地の種類	記号	接地抵抗値	接地極の規格・数量
○ 共同接地	E <sub>A-D</sub>	10Ω以下	EB (D=14, L=1,500 又は W=40, L=1,200) ×3連一組
○ 共同接地	E <sub>A-C-D</sub>	10Ω以下	EB (D=14, L=1,500 又は W=40, L=1,200) ×3連一組
○ A種	E <sub>A</sub>	10Ω以下	EB (D=14, L=1,500 又は W=40, L=1,200) ×3連一組
○ B種	E <sub>B</sub>	Ω以下	EB (D=14, L=1,500 又は W=40, L=1,200) ×3連一組
○ C種	E <sub>C</sub>	10Ω以下	EB (D=14, L=1,500 又は W=40, L=1,200) ×3連一組
○ D種	E <sub>D</sub>	100Ω以下	EB (D=10, L=1,000 又は W=30, L=900) ×1
○ D種	E <sub>D</sub>	Ω以下	EB (D=14, L=1,500 又は W=40, L=1,200) ×3連一組
○ 高圧避雷器用	E <sub>LH</sub>	10Ω以下	EB (D=14, L=1,500 又は W=40, L=1,200) ×3連一組
○ 交換装置用	E <sub>I</sub>	10Ω以下	EB (D=14, L=1,500 又は W=40, L=1,200) ×3連一組
○ 通信用 (10Ω)	E <sub>A+</sub>	10Ω以下	EB (D=14, L=1,500 又は W=40, L=1,200) ×3連一組
○ 通信用 (100Ω)	E <sub>D+</sub>	100Ω以下	EB (D=10, L=1,000 又は W=30, L=900) ×1
○ 電話引込口の保安器	E <sub>L+</sub>	100Ω以下	EB (D=10, L=1,000 又は W=30, L=900) ×1
○ 測定用	E <sub>0</sub>		EB (D=10, L=1,500 又は W=30, L=1,200) ×1

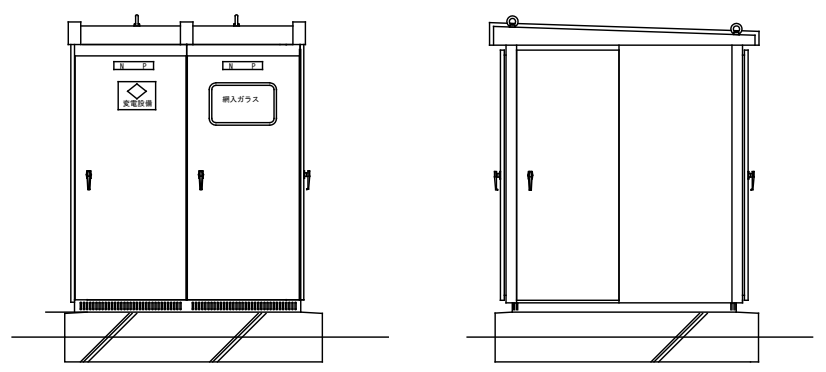


No	遮断機 P AF/AT	負荷名称	容量 kVA	寸法 mm2
L1	MCCB P225/200	L-1	23.5	100"
L2	MCCB P100/100	予備	45.0	
a	MCCB P 50/20	地絡線電路用電源		

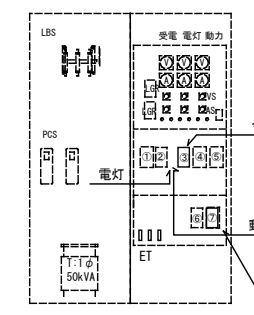
No	遮断機 P AF/AT	負荷名称	容量 kW	寸法 mm2
M1	MCCB P225/200	M-1	53.17	100"
M2	MCCB P225/200	M-1	47.681	100"
M3	MCCB P100/60	n' 灯	25.01	60"
	MCCB P225/150	P-AC1.2		
	MCCB P100/100	P-AC3 (現状 予備)	11.98	38"

T:137.841kW

※ 点線表記は既設を示す。



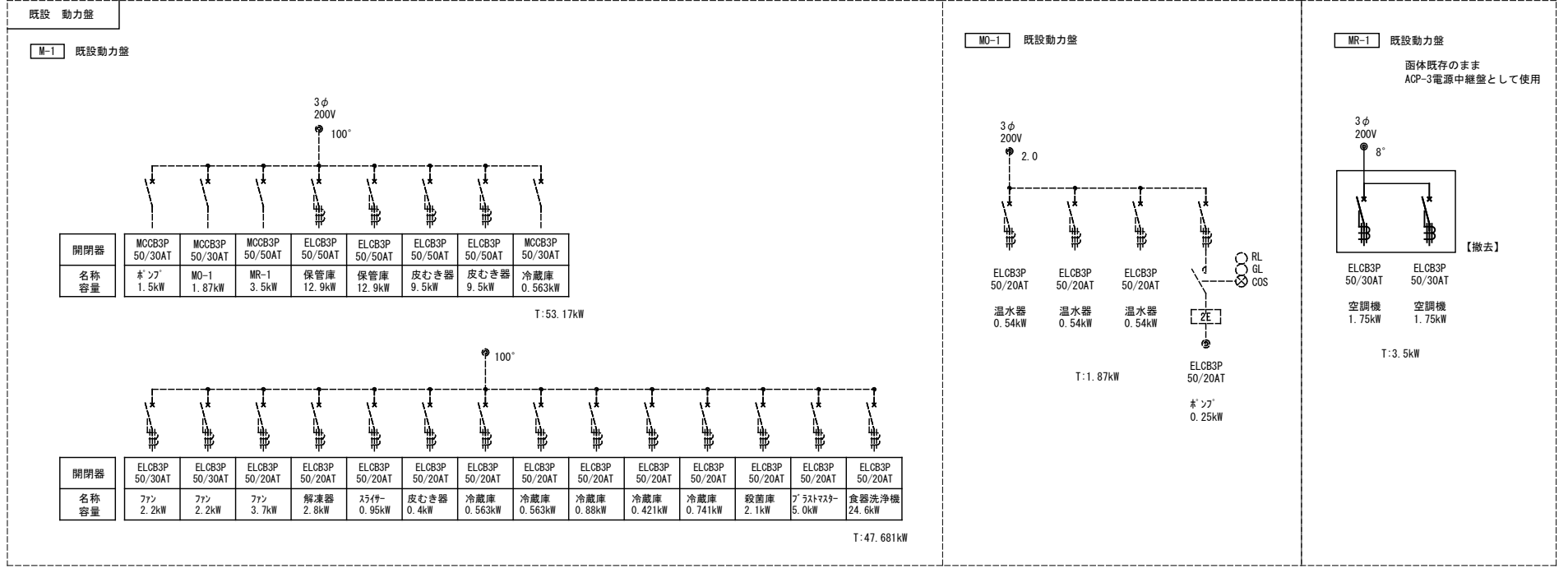
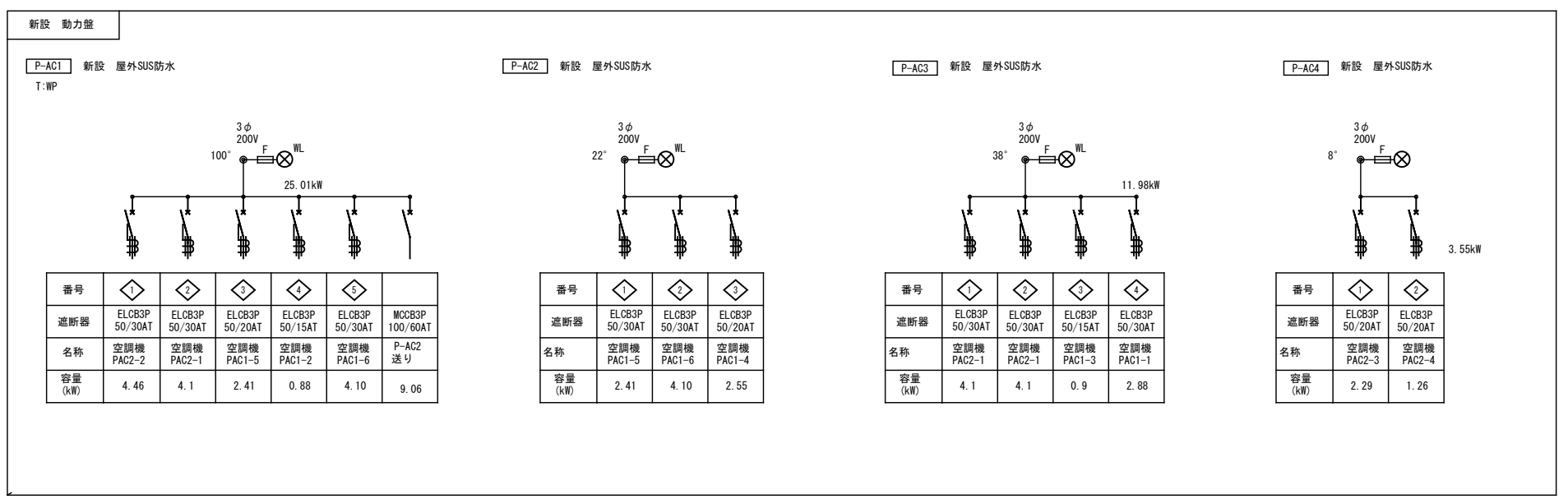
既設屋外キュービクル外観図

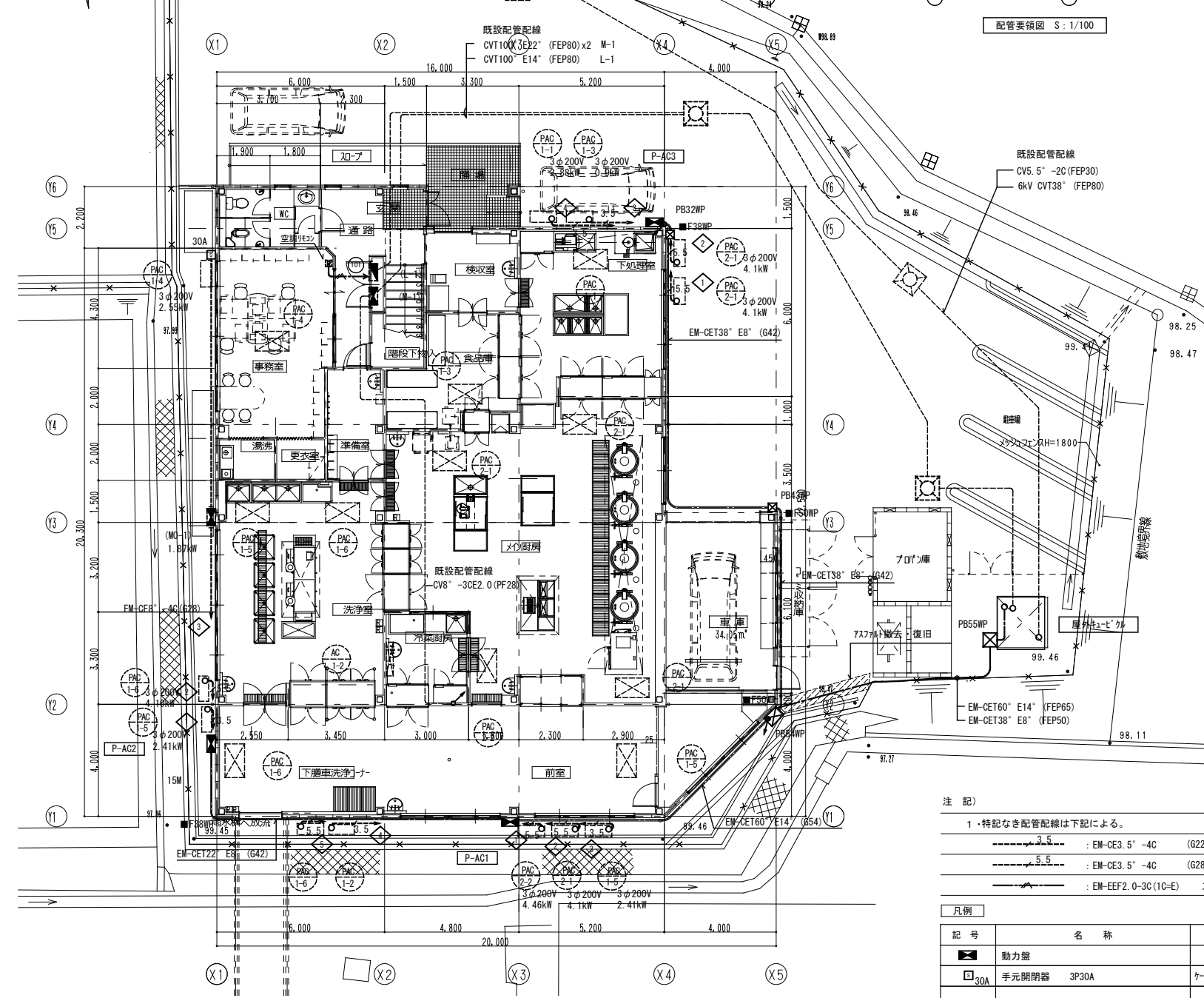
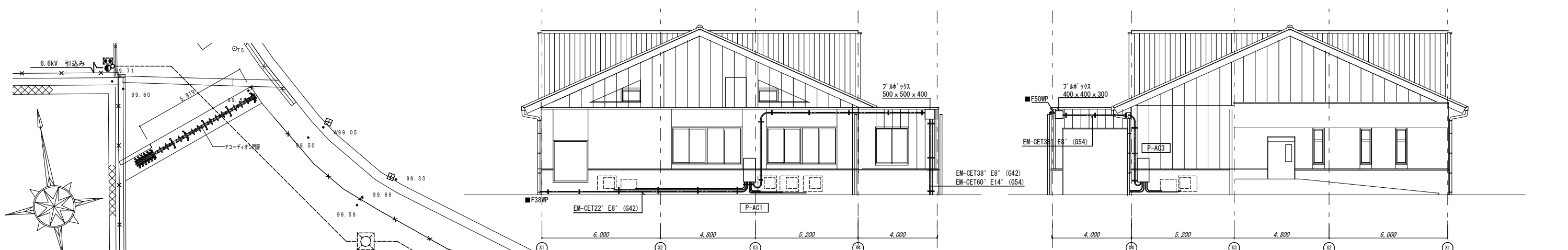


既設屋外キュービクル機器配置図

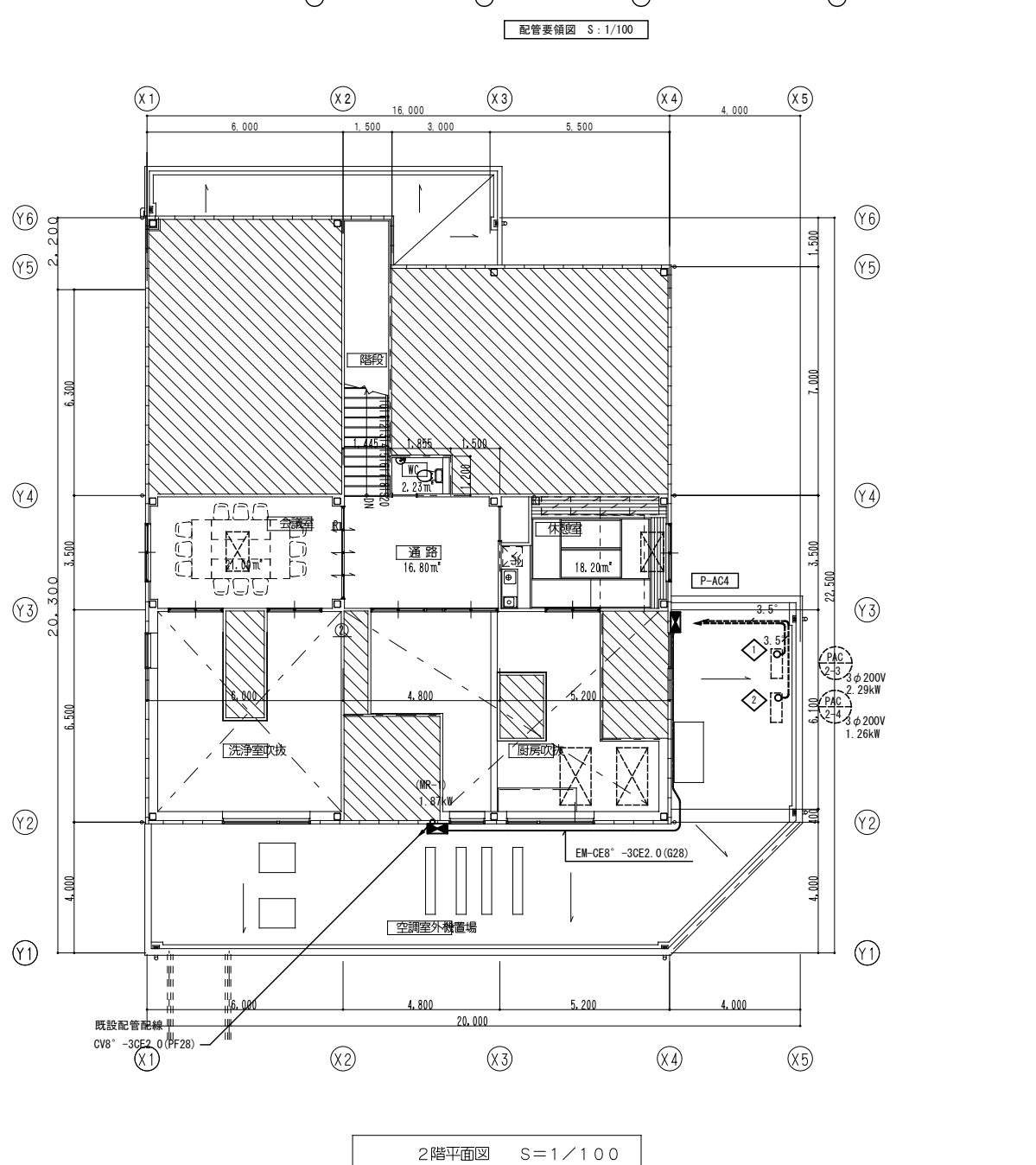
※ 点線表記は既設を示す。

番号	遮断器	負荷名称	備考
①	MCCB 3P 225/150	電灯盤 L-1	
②	MCCB 3P 100/100	予備	
③	MCCB 3P 100/100	予備	今回使用P-AC3
④	MCCB 3P 225/200	動力盤 M-1	
⑤	MCCB 3P 225/200	"	
⑥	MCCB 3P 100/60	n' 灯	
⑦	MCCB 3P 225/150	予備	既設100A取替 P-AC1.2





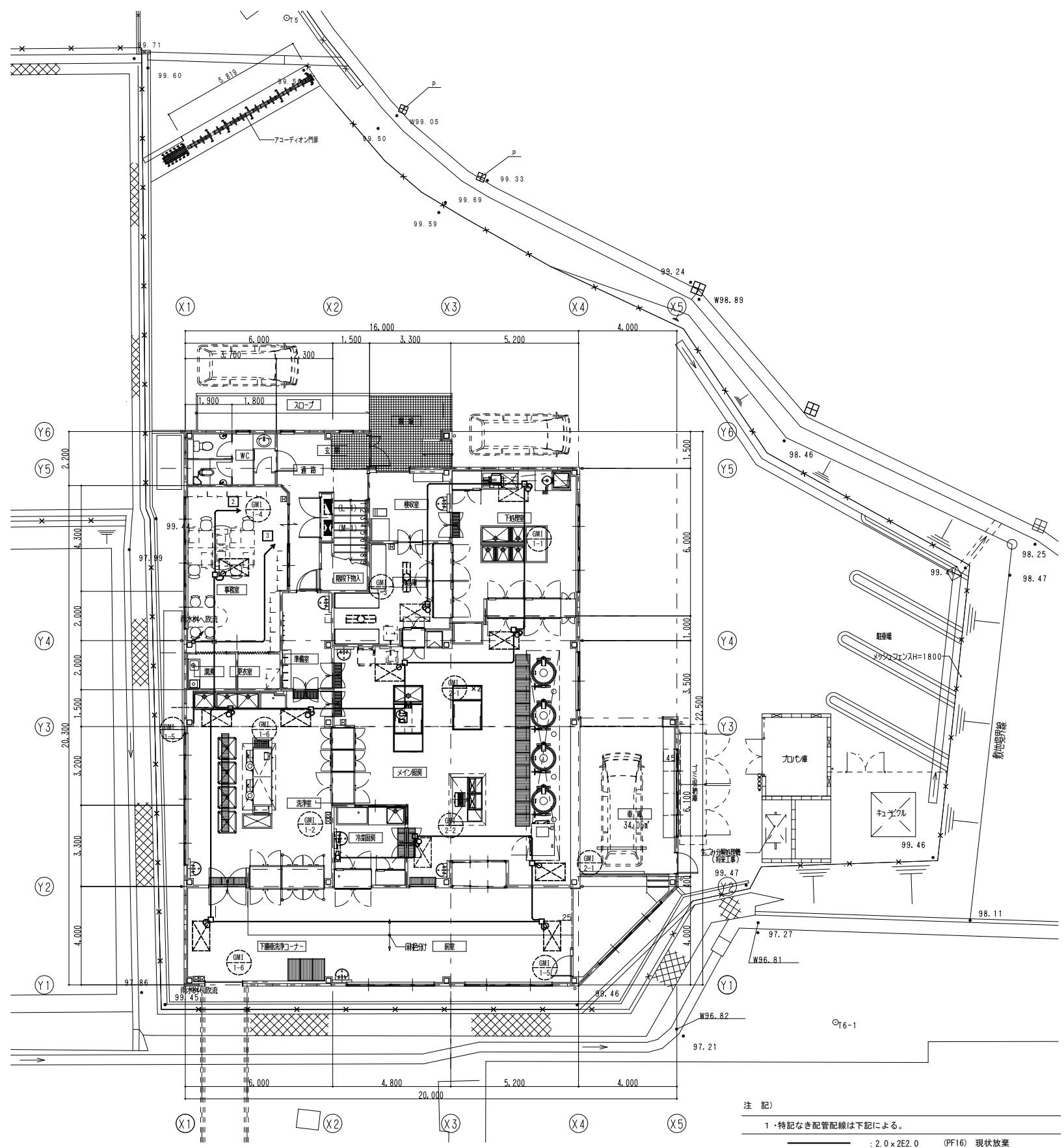
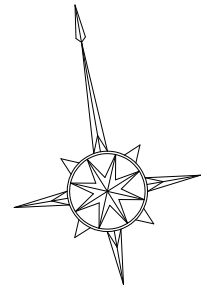
1階平面図 S=1/100



2階平面図 S=1/100

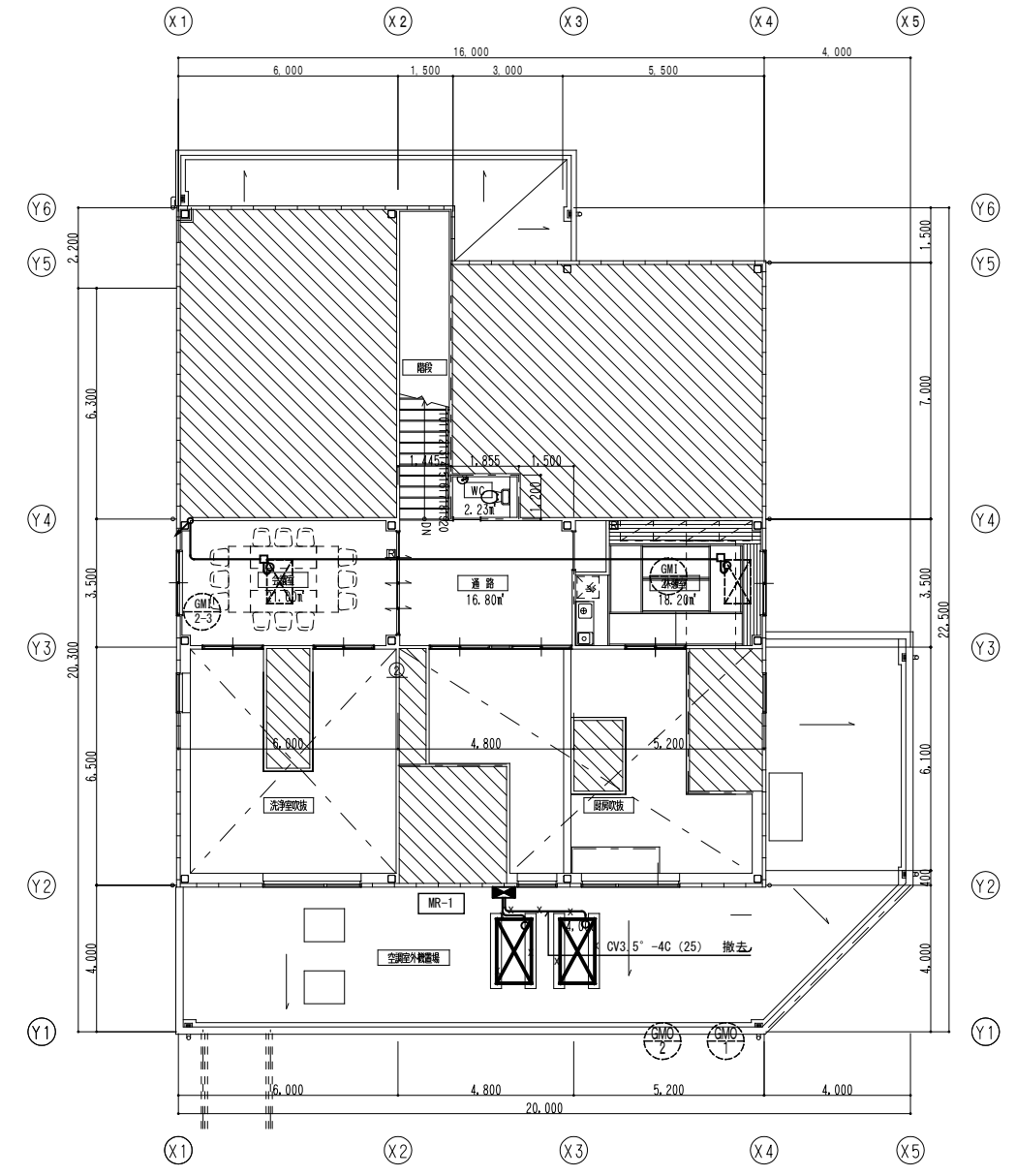
注記  
 1・特記なき配管配線は下記による。  
 - - - 3.5 - EM-CE3.5' -4C (G22) 露出配管  
 - - - 5.5 - EM-CE3.5' -4C (G28) 露出配管  
 - - - EM-EEF2.0-3C(1C-E) 立上げ1種金属線び(A)

凡例	記号	名称	備考
■		動力盤	
□30A		手元開閉器 3P30A	ケースレコー防水
☒		ブタッパ	傍記 寸法を示す。
PB32WP		≒300x300x200	WP= SUS防水
PB54WP		≒500x500x400	WP= SUS防水
PB55WP		≒500x500x500	WP= SUS防水
PB64WP		≒600x600x400	WP= SUS防水




1階平面図 S=1/100

注記)  
 1・特記なき配管配線は下記による。  
 : 2.0 x 2E2.0 (PF16) 現状放棄  
 空調機更新に伴い室内機電源の結線解放を行う。  
 機器接続配線の撤去。その他は現状放棄とする。



2階平面図 S=1/100

2階面積 62.20㎡

備 考	関学校給食センター空調機更新工事			電灯、動力設備(空調電源)撤去 1. 2階平面図	S=1/100	※概2面-1片
	 株式会社 安井 設計			建築士事務所登録 三重県知事 第2-1363号 建築設備士登録番号 27D2-7002KS号 管理建築士 安井哲夫 建築設備士 安井賢司		E-04